

令和5年3月20日

独立行政法人 水資源機構 分任契約職
三重用水管理所長 川地 悟

見 積 依 頼 書

- | | |
|---------|--------------------------------|
| 1 件 名 | 中里貯水池管理棟機械警備業務 |
| 2 施行場所 | 三重県いなべ市藤原町上相場狸谷3154-7 中里貯水池管理棟 |
| 3 期 間 | 令和5年4月1日 から 令和6年3月31日まで |
| 4 内 容 等 | 別添、仕様書等のとおり |

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得書等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- | | |
|---|--|
| 1 現 場 説 明 | 実施しません。 |
| 2 見積参加要件 | 本店、支店又は営業所が愛知県・岐阜県・三重県内に所在すること。 |
| 3 見 積 書 等 | |
| 1)様 式 等 | 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。 |
| 2)提出方法 | FAXによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
なお、FAXに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)による。 |
| 3)提出期限 | 令 和 5 年 3 月 31 日 12:00 まで |
| 4)提 出 先 | 独立行政法人 水資源機構 三重用水管理所 あて
FAX 059-393-1819 |
| 5)質 問 書 | 令 和 5 年 3 月 24 日 12:00 まで |
| 提出期限 | ※質問の回答については、締切日翌営業日の12:00までにHPに掲載します。 |
| 6)見積回数 | 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和5年3月31日 14:00までとします。 |
| 7)そ の 他 | ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。

②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。 |
| 3 見 積 結 果 | 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。 |
| 4 そ の 他 | |
| 1)契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。 | |
| 2)請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。 | |
| 3)最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。 | |

中里貯水池管理棟機械警備業務仕様書

1. 警備対象

施設名：三重用水管理所 中里貯水池管理棟

所在地：三重県いなべ市藤原町上相場狸谷 3 1 5 4 - 7

2. 警備業務の目的

警備対象施設にかかわる火災、盗難、破壊、その他を防止するとともに、不正、加害行為等を予防、発見、防止し、施設物件の保全を図ることを目的とする。

3. 用語の定義

- (1) 「警備員」とは警備業務に従事するものをいう。
- (2) 「機械警備」とは、施設に設置した警備業務用機械設置が感知した信号を基地局へ送信し、その受信により警備員が当該施設へ急行し、警備業務にあたることをいう。
- (3) 「基地局」とは、機械警備に係る受信装置の設置された施設をいう。

4. 業務内容

(1)機械警備業務

- ① 受託者は、別添平面図で委託者が指定した警備対象施設に、警備業務用機械装置を設置する。
- ② 受託者は、警備対象施設の既設の自動火災報知設備にその動作を感知する警報装置を接続する。
- ③ 受託者は、基地局において警備業務用機械装置の正常作動を自動的に確認し得るに必要な機器を設置するとともに、警備時間帯は異常を間断なく監視する。
- ④ 受託者は、警備業務用機械装置を正常に維持するために、適宜保守点検を実施する。警報装置の故障等により作動に異常が生じたときは、受託者の負担において、速やかに修復する。ただし、委託者の責に帰する場合についてはこの限りでない。
- ⑤ 警備に使用する回線は、インターネット回線とする。

(2)異常事態への対応

基地局において、異常を感知した場合は、警備員が施設へ急行し施設の外部及び内部を点検し、異常の有無を確認する。なお、必要に応じ次の業務を行う。

- ① 現場に応じた緊急措置
- ② 施設の監督員への連絡
- ③ 基地局への連絡
- ④ 警察、消防署への連絡

(3)即応体制の整備

受託者は警備対象物件に異常が発生したことを確知したときは、感知したときから 30 分以内に警備員を現地に到着させるよう、必要な数の警備員及びその待機所、並びに車両その他の装備を適正に配置する。

5. 警備時間

警備対象施設が無人的となり、警備機器をセッドしたときから解除までの間。ただし、異常通報及び火災異常に関する業務は、24 時間監視体制とする。

6. 報告

受託者は、事故等が発生した場合においては、速やかに施設の監督員に連絡するとともに、後日書面をもって報告すること。

7. かぎの管理

警備実施に必要な鍵は、委託者が受託者に預託し、受託者は預託された鍵を厳重に取扱い、保管するものとする。また、預託された鍵は、業務履行期間満了においては、受託者は直ちに委託者へ返還すること。

8. 代替警備

受託者は、何らかの事情により機械警備が不能になったときは、委託者、受託者協議の上、その期間を定め、警備員による警備体制をとらなければならない。

9. 警備業務用機械装置の機能

警備業務用機械装置の機能は、次に掲げるものとする。

- (1) 施設内への侵入者を感知し、表示する機能
- (2) 施設外周部のドア、ガラス等の破損及び開閉を感知する機能
- (3) 金庫盗難を感知する機能
- (4) 火災発生を感知する機能
- (5) 警備の開始、解除の操作を行う機能
- (6) 機械装置及びセンサーを破壊、配線の切断等の異常を監視する機能
- (7) 基地局に異常等の信号を送信する機能
- (8) 回線の切断を監視する機能
- (9) 回線が使用中の場合、強制切断して警報信号を送信する機能

10. 警備業務用機械装置の設置及び撤去

- (1) 機械装置等及びこれに付随する一切の設備は受託者が設置し、受託者の所有物とする。また、これらの設置費及び本業務に付随する諸経費は全て受託者の負担とし、委託料に含むものとする。
- (2) 警備機器類の設置作業期間は、委託者と協議し決定すること。ただし、警備機器類が設置され、正常に稼働するまでの期間については、巡回警備等必要な措置を行うこととし、その費用は委託料に含むものとする。
- (3) 機械装置等の種類及びその配置方法は、受託者の標準方式とするが、あらかじめ監督員と協議の上、機器配置図を作成し、承諾を受けてから設置するものとする。
- (4) 設置する機械装置等については、新しいものを使用することが望ましいが、必要なメンテナンスを行い、本仕様に即したものであれば、新しいものでなくてもよいものとする。
- (5) 契約終了後に警備機器類を撤去する場合は、契約解除となった日から15日以内に作業を行い、三重用水管理所職員の検査を受け、合格すること。

11. 緊急出動料金

緊急出動料金は、その一切を委託料に含む。

12. 業務引継期間の警備

既存機械装置等を撤去後、新機械装置等設置完了までの期間は、受託者の責任において人的警備を行うものとする。

13. 契約満了時の警備業務用機械装置の撤去

受託者は、契約の満了又は解除に際しては、遅滞なく機械装置等を撤去して原状に復すものとし、これに要する費用は全て受託者の負担とする。ただし、配線等の撤去においては、施設構造物に破損を与える場合やその復旧に多大な費用を要する場合等については、事前に委託者と協議を行いその撤去範囲を定めることができる。

14. 委託料の支払

契約期間終了後に業務完了報告書を提出する。検査合格後に適正な請求書を提出し、受理した日から30日以内に支払うものとする。

15. 損害賠償

受託者は、自己の責に帰すべき理由により、委託者又は第三者に損害を与えた場合は、1事故につき対人賠償、対物賠償を合せて10億円を限度として、その損害を賠償しなければならない。

16. 疑義等

この契約に定めない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

令和5年3月 日

独立行政法人水資源機構 分任契約職
三重用水管理所長 川地 悟 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和5年3月20日に交付された中里貯水池管理棟機械警備業務の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

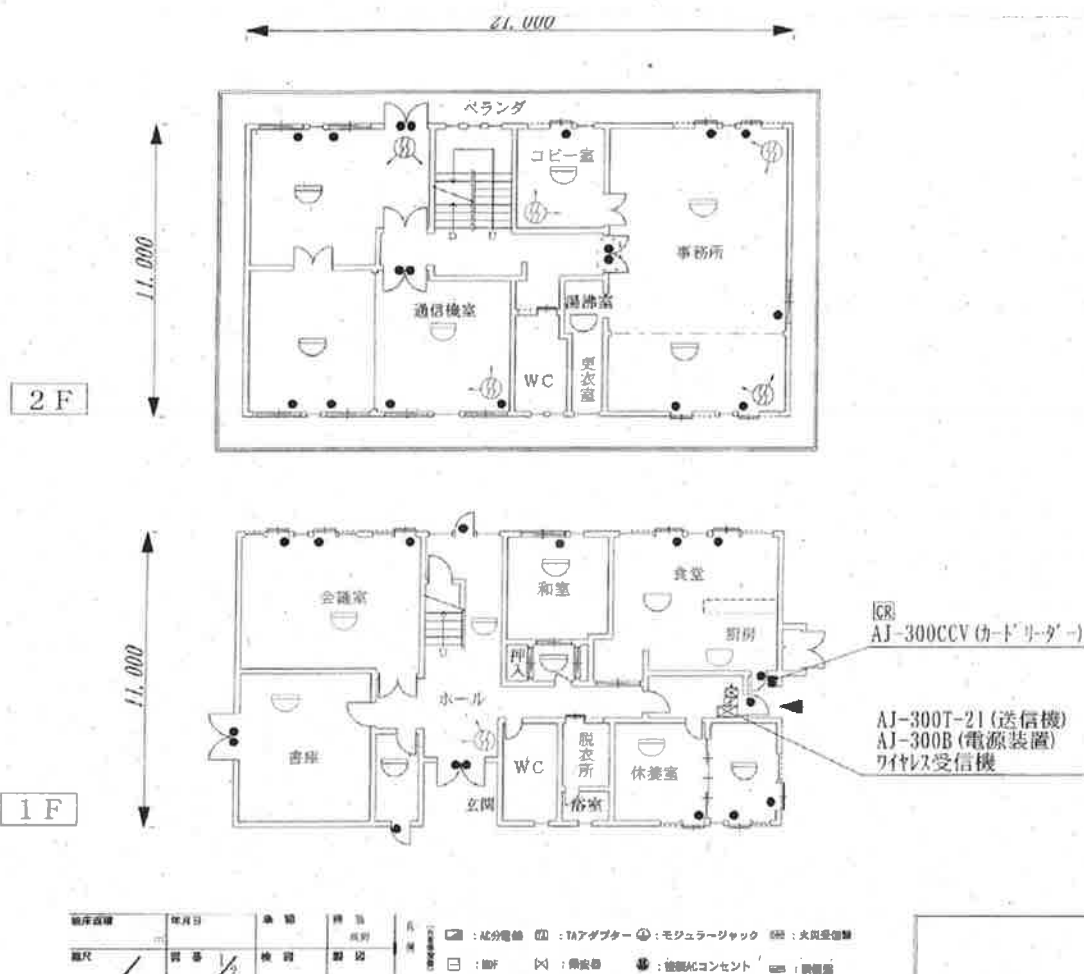
電 話 番 号：

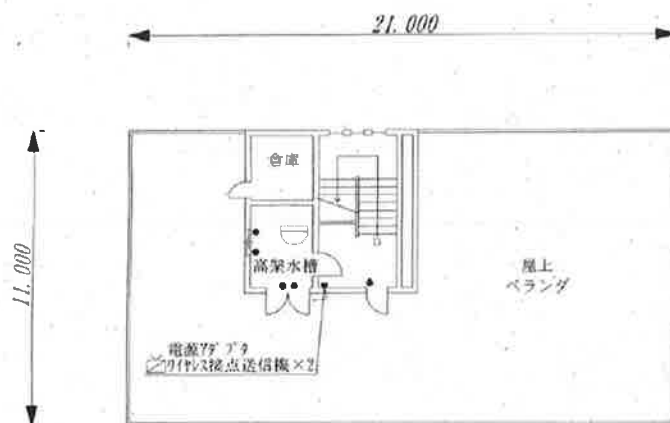
F A X 番 号：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。





屋階

標準設備	年月日	承 継	特 定	凡 例	AC分電盤	TAアダプター	モジュラージャック	火災受信機
縮尺	1/2	換 気	製 造	注 意	□ : MDP	× : 保安器	● : 接続ACコンセント	⌂ : 警報機